人事 院 は、 国と民間 企業との間  $\mathcal{O}$ 人事 交流 に関する法律 (平成十一 年法律第二百二十四号) に基づき、 人

事院規則二一一〇 (国と民間企業との間の人事交流) の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年十二月十六日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則二一一〇一一一

人事院規則二一一〇 (国と民間企業との間  $\mathcal{O}$ 人事 交流) の 一 部を改正する人事 院規 則

人事 院規則二一—○ (国と民間企業との間 の人事交流)の一 部を次のように改正する。

次の表により、 改正前 欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、 これを当該傍線部分のように改め、 改正 後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

第四条 官民人事交流法第二条第二項第四号の人	(官民人事交流法の対象とする法人)	改正後
第四条 官民人事交流法第二条第二項第四号の人	(官民人事交流法の対象とする法人)	改正前

事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とす   事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。     こ 労働金庫及び労働金庫連合会   一・二 (略)     四〜六 (略)   四〜六 (略)     四〜六 (略)   四〜六 (略)     七 損害保険料率算出団体   (新設)     十二 認可金融商品取引業協会   (新設)     十二 調費生活協同組合及び消費生活協同組合   十一 消費生活協同組合     非由会会   十一 消費生活協同組合     非日本・十六 (略)   十一 消費生活協同組合	十五・十六	連合会	十 四	+ = =	+  -	八	七月	四~六	三労働	- •	る。	事院規則
及び消費生活協同組合 一・二 (略)   (新設) 七〜十 (略)   (新設) (新設)   (新設) (新設) <td></td> <td>41</td> <td>費生活協同組合</td> <td>1主規制法人</td> <td>可金融商品取引</td> <td>(略)</td> <td>1保険料率算出団</td> <td>(略)</td> <td>金庫及び労働金</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>穴で定める法人は</td>		41	費生活協同組合	1主規制法人	可金融商品取引	(略)	1保険料率算出団	(略)	金庫及び労働金	(略)		穴で定める法人は
事院規則で定める法人は、 る。			及び消費生活協同組		業協会		体		庫連合会			
	+  +  +  =		+	(新設)	(新設)		(新設)				る。	
	(略)		活協同組合					)				

十八号)第二条第四号に規定する不利益処分	手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第
不利益処分(行政手続法(平成五年法律第八	において同じ。)又は特定不利益処分(行政
却の決定が確定した場合を除く。)又は特定	却の決定が確定した場合を除く。以下この号
関し起訴された場合(無罪の判決又は公訴棄	関し起訴された場合(無罪の判決又は公訴棄
者が、当該民間企業の業務に係る刑事事件に	者が、当該民間企業の業務に係る刑事事件に
民間企業又はその役員若しくは役員であった	民間企業又はその役員若しくは役員であった
一 人事交流を行おうとする日前二年以内に、	一 人事交流を行おうとする日前一年以内に、
流は行うことができない。	流は行うことができない。
該当するときは、当該民間企業との間の人事交	該当するときは、当該民間企業との間の人事交
とする。ただし、民間企業が次に掲げる場合に	とする。ただし、民間企業が次に掲げる場合に
得することができる民間企業との間で行うもの	得することができる民間企業との間で行うもの
通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体	通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体
第七条 人事交流は、その実務を経験することを	第七条 人事交流は、その実務を経験することを

第十三条 第十条~第十二条 \_ <u>•</u> <u>=</u> (所管関係にある場合の交流派遣 合 訴された場合又は特定不利益処分を受けた場 となるときは、 処分を受けた場合が合わせて二以上あること 事実につき をいう。 影響を及ぼすものとして人事院の定めるもの 取消しその他の民間企業の業務運営に重大な 四号に規定する不利益処分のうち許認可等の 国の機関等 (略 以下同じ。)を受けた場合 起訴された場合又は これらの場合のうち最初に起 略 (国の機関及び行政執行法 の制限) 特定不 (同 · 利 益 <u>ー</u>の 第十三条 第十条~第十二条 (所管関係にある場合の交流 同じ。)を受けた場合 事院の定めるものをいう。 営に重大な影響を及ぼす不利益処分として人 許認可等の取消しその他の民間企業の業務運 (以下単に 国の機関等(国の機関及び行政執行法 (略) 「不利益処分」 略 という。)のうち 派遣の 第十六条において )制限)

職員を含む。以下この条及び第二十二条にお	局等との所管関係に係る事務をつかさどる上級の	局等」という。)に勤務する職員(当該同一部)と、	(以下この条及び第二十二条において「同一部 流	の最小単位のものをいう。)又は行政執行法人	本省庁の課、これに相当する部局等その他 行	当該民間企業と所管関係にあるもののう部	権衡を考慮して人事院が定める組織であっる	国の機関に置かれる部局等又は当該部局等と 局	国の機関、法律若しくは政令の規定により当置	所管関係にある同一の本省庁の課相当部局等 所	民間企業に、連続して四回、当該民間企業と	人をいう。以下同じ。) と所管関係にある同一   人
年を経過していないときは、当該交流派遣と新	当該民間企業への交流派遣の終了の日から二	、既にされた当該同一部局等に勤務する職員	流派遣をすることができない。この場合におい	同一部局等」という。) に勤務する職員の交	法人(以下この条及び第二十二条において	語等であって人事院が定めるもの又は行政執	組織をいう。)その他の国の機関に置かれる	に置かれる部を除く。)その他これらに準ず	<ul><li>かれる組織のうち官房、局又は部(官房又は</li></ul>	所管関係にある同一の本省庁の局等(本省庁に	民間企業に、連続して四回、当該民間企業と	人をいう。以下同じ。)と所管関係にある同一

	て二以上あることとなるときは、これらの場合
遣を継続することができない。	場合又は特定不利益処分を受けた場合が合わせ
を受けた場合には、当該派遣先企業への交流派	を受けた場合(同一の事実につき、起訴された
事件に関し起訴された場合又は特定不利益処分	事件に関し起訴された場合又は特定不利益処分
その役員が、当該派遣先企業の業務に係る刑事	その役員が、当該派遣先企業の業務に係る刑事
第十六条 交流派遣の期間中に、派遣先企業又は	第十六条 交流派遣の期間中に、派遣先企業又は
(派遣先企業の起訴等による交流派遣の制限)	(派遣先企業の起訴等による交流派遣の制限)
	しているものとみなす。
	は、当該交流派遣と新たにする交流派遣は連続
	遣の終了の日から二年を経過していないとき
	局等に勤務する職員の当該民間企業への交流派
す。	- い。この場合において、既にされた当該同一部
たにする交流派遣は連続しているものとみな	いて同じ。) の交流派遣をすることができな

のうち最初に起訴された場合又は特定不利 処

分を受けた場合に限る。)には、 当該派遣先企

業への交流派遣を継続することができない。

民 間 一企業の部門との交流派遣の制 限

第十九条 交流 派遣をしようとする日 前五年 間に

係 る年度のうち いずれかの年度にお いて、 交流

派遣予定職員の派遣先予定企業 (第四条第五号

から第十六号までに掲げる法人に限る。)に、

その事業による収益の主たる部分を次に掲げる

もの (第二十五条、 第三十一条第二項第二号及

び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第

三号にお いて 「国等 の事務又は事業 の実施等」

という。)によって得ている部門がある場合に

(民間企業の部門との交流派遣の制限)

第十九条 交流 派遣をしようとする日前 五. 年 間に

係る年 度のうち いずれかの年 度において、 交流

派遣予定職員の派遣先予定企業 (第四条第五号

から第十三号までに掲げる法人に限る。)に、

その事業による収益の主たる部分を次に掲げる

も の (第二十五条、 第三十一条第二項第二号及

び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第

三号において 「 国 等 0 事務又は 事業 の実施 等

という。)によって得ている部門がある場合に

は、当該部門の業務に従事させるために当該派

遣先予定企業への交流派遣をすることができな

一~三 (略)

(民間企業の部門との交流採用の制限)

第二十五条 交流採用をしようとする日前五年間 |

に係る年度のうちいずれかの年度において、交

流採用予定者の所属する民間企業(第四条第五

号から第十六号までに掲げる法人に限る。)

に、その事業による収益の主たる部分を国等の

事務又は事業の実施等によって得ている部門が

ある場合には、当該年度において当該部門に所

属したことがある当該交流採用予定者の交流採

は、当該部門の業務に従事させるために当該派

遣先予定企業への交流派遣をすることができな

\ <u>`</u>

√三 (略)

---|

(民間企業の部門との交流採用の制限)

第二十五条 交流採用をしようとする日前五年間

に係る年度のうちいずれかの年度において、交

流採用予定者の所属する民間企業(第四条第五

号から第十三号までに掲げる法人に限る。)

に、その事業による収益の主たる部分を国等の

事務又は事業の実施等によって得ている部門が

ある場合には、当該年度において当該部門に所

属したことがある当該交流採用予定者の交流採

用をすることができない。

(交流 派遣の実施に関する計 画の認定)

第三十一条 任命権者は、 官民人事交流法第七条

第一項の規定により交流派遣をしようとすると

きは、 次に掲げる事項を定めた交流 派遣の実施

に . 関 ずす る計 画 を記 |載した書類 (次項に お いて

「交流 派遣に係る計 画書類」という。)を人事

院に提出して、 その認定を受けなければならな

\ \ \ \

略

三 交流派遣をしようとする日前五年 間に係る

それぞれ  $\mathcal{O}$ 年度において交流派遣予定職 員が

職員として在職していた国の機関等と派遣先

用をすることができない。

(交流派遣の実施に関する計

画の認定)

第三十一条 第一項の規定により交流派遣をしようとすると 任命権者は、 官民人事交流法第七条

きは、 次に掲げる事項を定めた交流 派遣の 実施

に 関 す る計画 [を記] 載し た書類 (次項 に お 1 . て

「交流派遣に係る計 画書類」という。) を人事

院に提出して、 その認定を受けなければならな

\ \ \ \

(略)

三 交流派遣をしようとする日前五年以内 にお

いて交流派遣予定職員が職員として在職 して

1 た国の機関等と派遣先予定企業との間 の契

を交流派遣に係る計画書類に記載しなければな	を交流派遣に係る計画書類に記載しなければな
は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項	は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項
に掲げる法人に交流派遣をしようとするとき	に掲げる法人に交流派遣をしようとするとき
2 任命権者は、第四条第五号から第十三号まで	2 任命権者は、第四条第五号から第十六号まで
五~七(略)	五~七 (略)
内容	利益処分を受けたことの有無及びその内容
ロ 不利益処分を受けたことの有無及びその	ロ 当該派遣先予定企業の業務に係る特定不
イ(略)	- イ (略)
あった者を含む。)に関する次に掲げる事項	- あった者を含む。) に関する次に掲げる事項
ける派遣先予定企業(その役員又は役員で	ける派遣先予定企業(その役員又は役員で
四 交流派遣をしようとする日前二年以内にお	四 交流派遣をしようとする日前一年以内にお
	容
約関係の有無及びその内容	予定企業との間の契約関係の有無及びその内

ける交流採用予定機関と所属企業との間の	- それぞれの年度における交流採用予定機関と
三 交流採用をしようとする日前五年以内にお	三 交流採用をしようとする日前五年間に係る
一•二 (略)	一·二 (略)
V o	V o
院に提出して、その認定を受けなければならな	院に提出して、その認定を受けなければならな
「交流採用に係る計画書類」という。)を人事	「交流採用に係る計画書類」という。)を人事
施に関する計画を記載した書類(次項において	施に関する計画を記載した書類(次項において
ときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実	ときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実
条第一項の規定により交流採用をしようとする	条第一項の規定により交流採用をしようとする
第四十二条 任命権者は、官民人事交流法第十九	第四十二条 任命権者は、官民人事交流法第十九
(交流採用の実施に関する計画の認定)	(交流採用の実施に関する計画の認定)
一~三(略)	一一~三(略)
らない。	らない。

掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載し	とするときは、前項に掲げる事項のほか、次に	に掲げる法人に所属する者の交流採用をしよう	任命権者は、第四条第五号から第十六号まで	五・六 (略)	分を受けたことの有無及びその内容	ロ 当該所属企業の業務に係る特定不利益処	イ(略)	を含む。)に関する次に掲げる事項	ける所属企業(その役員又は役員であった者	四 交流採用をしようとする日前一年以内にお	容	所属企業との間の契約関係の有無及びその内
掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載し	とするときは、前項に掲げる事項のほか、次に	に掲げる法人に所属する者の交流採用をしよう	2 任命権者は、第四条第五号から第十三号まで	五・六 (略)	内容	ロ 不利益処分を受けたことの有無及びその	イ (略)	を含む。)に関する次に掲げる事項	ける所属企業(その役員又は役員であった者	四 交流採用をしようとする日前二年以内にお		約関係の有無及びその内容

なければならない。

一~三 (略)

なければならない。

一 〜 三 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、 令和五年一月一 日から施行する。ただし、 次条の規定は、 公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 この規則の施行の日以後にする官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣又は同条第四 一項に

規定する交流採用に係るこの規則による改正後の規則二一―○第三十一条第一項又は第四十二条第一 項の

規定による認定の手続及びこれらに関し必要な手続は、この規則の施行前においても、 これらの規定の例

によりすることができる。